

○東洋英和女学院大学研究コンプライアンス推進委員会規則

2015(平成27)年2月27日

制定

(目的)

第1条 東洋英和女学院大学公的研究費等に係る不正防止に関する規程並びに東洋英和女学院大学研究活動上の不正行為防止に関する規程に基づき、東洋英和女学院大学研究コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長ないし相当職
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 学科主任
- (6) 大学事務部長
- (7) 大学総務課長
- (8) 大学総務課会計
- (9) 大学改革推進課
- (10) その他学長が必要と認める者

(任務)

第3条 委員会は、次の任務を負う。本学の公的研究費等を適正に管理し不正を防止するため、次の事項について審議するとともに、各年度における研究コンプライアンス活動の推進機能を併せ持つものとする。ここに定める「公的研究費等」とは科研費をはじめとする公的研究費・補助金のほか、外部研究費、学内研究助成・研究所経費を含むものとする。

- (1) 不正発生要因の把握
- (2) 不正防止活動の基本方針・具体的な対策の策定・実施、及び実施状況の確認
- (3) 公的研究費等に関するルール of 策定・見直し・周知
- (4) 研究コンプライアンス教育・研修会の実施、及び受講状況の管理監督
- (5) 公的研究費等の管理・執行状況のモニタリング及び改善指導
- (6) 情報発信・共有化の推進
- (7) 不正が疑われる事案発生時の調査・配分機関への報告
- (8) その他不正防止に関する事項

2 研究活動上の不正行為を防止するため、次の事項について審議とともに、各年度における研究コンプライアンス活動の推進機能を併せ持つものとする。

- (1) 不正発生要因の把握
- (2) 不正防止活動の基本方針・具体的な対策の策定・実施、及び実施状況の確認
- (3) 研究倫理教育・研修会の実施、及び受講状況の管理監督
- (4) 情報発信・共有化の推進
- (5) 不正が疑われる事案発生時の調査・配分機関への報告
- (6) その他不正防止に関する事項

(連携)

第4条 委員会は、不正防止活動を推進するため、学内の他の委員会や関係者に協力を求めることができる。

2 委員会は、調査活動に必要とする情報・資料の提出等を学内の構成員に求めることができる。なお、ここでいう構成員とは非専任を含む研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

(事務の所管)

第5条 委員会に関する事務は、大学総務課が所管する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、教授会及び大学評議会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、2015(平成27)年2月27日から施行し、2014(平成26)年4月1日から適用する。

附 則(2017(平成29)年5月26日改正)

この規則は、2017(平成29)年5月26日から施行し、2017(平成29)年4月1日から適用する。

附 則(2017(平成29)年5月26日改正)

この規則は、2017(平成29)年6月1日から施行する。

附 則(2020(令和2)年10月30日改正)

この規則は、2020(令和2)年10月30日から施行する。